

解体工事業者の登録制度について

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称「建設リサイクル法」。以下「法」という。）
- 解体工事業に係る登録等に関する省令（以下、「省令」という。）

解体工事業者の登録制度が創設されたことに伴い、事業を営むうえで登録を受ける必要がある事業者は、下記により登録申請の手続きをとってください。

<建設リサイクル法の概要>

法は、建設工事の施工から廃棄物の発生、再資源化、再利用に至る一連の流れについて、実効性のあるリサイクルの制度を確立し、建設廃棄物の不法投棄の増加や、最終処分場の残容量のひっ迫等の問題を解決するため、平成 12 年 5 月 31 日に公布されました。

この法律は、特定の建設資材（①コンクリート、②コンクリート及び鉄からなる建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート）について、その分別解体等および再資源化等を促進するための措置を講ずること、解体工事業者について登録制度を実施すること等を内容としています。

1 解体工事業者の登録制度

(1) 登録を必要とする者（法第 21 条）

解体工事業を営もうとする者（建設業法第 3 条の規定による土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を受けた者を除く。）は、その工事業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けることが必要です。

- ・ 解体工事は建設工事の一つですから、500 万円以上の建築物等の解体工事を請負う場合には、建設業の許可を受けることが必要です。
- ・ 500 万円未満の解体工事のみを請け負って営業する者は、建設業の許可を受けない場合は、解体工事業の登録が必要となります。
- ・ 登録の有効期間は 5 年です。5 年毎に登録を更新しなければ、登録は無効となります。

(2) 技術管理者の設置及びその要件（法第 31 条、第 32 条、省令第 7 条）

解体工事業者は工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で主務省令で定める基準に適合するもの（以下「技術管理者」という。）を選任しなければなりません。解体工事業者の登録後、解体工事を請け負って施工する場合には、技術管理者に、解体工事に従事する他の作業員を監督させなければなりません。技術管理者になるためには、表-1 に示す実務経験や資格等を有する必要があります。

表－1 技術管理者の要件

A 次のいずれかに該当する者
1) 大学、高等専門学校 で土木工学科等(注1)を修めて卒業し、解体工事に 関し2年以上の実務経験を有する者 2) 高等学校、中等教育学校(注2)で土木工学科等(注1)を修めて卒業し、解体 工事に 関し4年以上の実務経験を有する者 3) 解体工事に 関し8年以上の実務経験を有する者
B 次のいずれかの資格を有する者
4) 1級建設機械施工技士(注3) 5) 2級建設機械施工技士(種別が第1種又は第2種に限る)(注3) 6) 1級土木施工管理技士(注3) 7) 2級土木施工管理技士(種別「土木」に限る)(注3) 8) 1級建築施工管理技士(注3) 9) 2級建築施工管理技士(種別「建築」又は「躯体」に限る)(注3) 10) 1級建築士(注4) 11) 2級建築士(注4) 12) 1級のとび・とび工の技能検定に合格した者(注5) 13) 2級のとび、あるいはとび工の技能検定に合格した後、解体工事に 関し1年 以上の実務経験を有する者(注5) 14) 技術士(2次試験のうち建設部門に合格した者に限る)(注6)
C 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は指定する講習を受講した者
15) 大学、高等専門学校 で土木工学科等(注1)を修めて卒業し、解体 工事に 関し1年以上の実務経験を有する者 16) 高等学校、中等教育学校(注2)で土木工学科等(注1)を修めて卒業し、解体 工事に 関し3年以上の実務経験を有する者 17) 解体工事に 関し7年以上の実務経験を有する者
D 国土交通大臣が指定する試験に合格した者
E 国土交通大臣が上記A～Dと同等以上の知識および技能を有すると認定した者

(注1)土木工学科等とは、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む)、都市工学、衛生工学、交通工学、建築学に関する学科をいう。

(省令第7条)

(注2)中等教育学校とは、いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校のことをいう。

(注3)建設業法の定めによる

(注4)建築士法の定めによる

(注5)職業能力開発促進法の定めによる

(注6)技術士法の定めによる

表3のCにある「国土交通大臣が指定する講習」は、(社)全国解体工事業団体連合会が実施する「解体工事施工技術講習」が該当する。

表3のDにある「国土交通大臣が指定する試験」は、(社)全国解体工事業団体連合会が実施する「解体工事施工技士の試験」が該当する。

2 申請手続き

(1) 登録申請（新規）（省令第4条）

解体工事業者の登録を受けるためには、登録申請書（様式第1号）に表-3の添付書類と手数料を添えて都道府県知事に提出する必要があります。申請に必要な様式等は、土木政策課ホームページ（アドレス：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/>）に掲載しています。

(注意) 解体工事業者の登録を受けるにあたって、表-2に示す事項に該当していないことが必要です。

また、登録申請書類等に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載が無いときには登録を受けることができません。（法第24条第1項）

表-2 登録を受けられない事由

1	解体工事業者の登録を取り消された日から、2年を経過していない者
2	解体工事業の業務停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない者
3	解体工事業者の登録を取り消された法人において、その処分日の前30日以内に役員であり、かつその処分日から2年を経過していない者
4	建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過していない者
5	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（注1）
6	解体工事業者が法人の場合、役員の中に、上記1～5のいずれかに該当する者がいるとき
7	解体工事業者が未成年で、法定代理人を立てている場合、法定代理人が上記1～5のいずれかに該当するとき
8	法第31条に規定する技術管理者を選任していない者
9	暴力団員がその事業活動を支配する者

（注1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の規定による。

(2) 登録申請（更新）（省令第4条）

登録の有効期間は5年です。

引き続き解体工事業を営もうとする者は、有効期間満了の30日前までに更新の申請をしてください。この場合、最初の登録を受けたときと同様の手続を行ってください。

登録申請の受付窓口：高知県土木部土木政策課 建設業振興担当 TEL 088-823-9815
高知市丸ノ内1-2-20（〒780-8570）

提出部数：正本1部、副本1部 合計2部（窓口へ直持または郵送）

申請手数料：新規登録 33,000円 更新登録 26,000円（県証紙）

表－3 登録申請書（様式第1号、表面・裏面）の添付書類

登録申請者が、 登録申請者が法人の場合の役員が、 登録申請者が未成年である場合の法定代理人が、	表－2に示す事項に該当しないことを誓約する書面 様式第2号（誓約書）
専任した技術管理者が、技術管理者としての要件（表－1）を満たしていることを証明する書面（該当する技術管理者の資格等に応じた書類が必要） ※資格の免許、合格証、卒業証明、実務経験証明書（様式第3号） 解体工事施工技術講習の修了証、解体工事施工技士の試験合格証など	
登録申請者本人の 登録申請者が法人の場合の役員 登録申請者未成年である場合の法定代理人の	調書（様式第4号）
登録申請者が法人の場合は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 登録申請者が個人の場合は、住民票の抄本	
登録申請者が法人の場合の役員 登録申請者が未成年である場合の法定代理人の	住民票の抄本
選任した技術管理者の、住民票の抄本	

※技術管理者は、必要に応じて複数名の登録ができます。

※役員とは、取締役、執行役、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者を含みます。

(3) 登録事項の変更の届出（法第25条第1項、省令第6条）

登録事項に変更があった場合（表－4参照）には、変更があった日から30日以内に、都道府県知事に**変更届出書（様式第6号）**とともに変更事項に応じた添付書類を提出しなければなりません。

表－4 変更する登録事項と必要な添付書類

変更する登録事項	添付書類
商号・名称・氏名および住所	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、又は住民票の抄本
営業所の名称および所在地（商業登記の変更を必要とする場合のみ）	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
解体工事業者が法人の場合で、新たに役員となる者がいる場合	登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 新たに役員となる者が、表－2に示す事項に該当しない者であることを誓約する書面（様式第2号） 新たに役員となる者の調書（様式第4号） 新たに役員となる者の住民票の抄本
解体工事業者が未成年者の場合の法定代理人	新たに法定代理人となる者が、表－2に示す事項に該当しない者であることを誓約する書面（様式第2号） 新たに法定代理人となる者の調書（様式第4号） 新たに法定代理人となる者の住民票の抄本

技術管理者	新たに選任された技術管理者の住民票の抄本 新たに選任された技術管理者が、その要件（表－１）を満たしていることを証明する書面（該当する技術管理者の資格等に応じた書類が必要）※新規登録の場合に同じ
-------	---

（４）解体工事業の廃業の届出（法 27 条第 1 項）

解体工事業の登録を受けた者が、表－５に示すいずれかの事項に該当する場合には、30 日以内に、解体工事業の廃業の旨を都道府県知事に届け出なければなりません。
この場合、届出の既定様式はありませんので、任意の様式で提出してください。

表－５ 解体工事業が廃業となる場合とその届出を行う者

個人の解体工事業者が死亡した場合	解体工事業者の相続人
法人の解体工事業者が合併して消滅した場合	消滅した解体工事業者を代表する役員
法人の解体工事業者が破産により解散した場合	破産管財人
法人の解体工事業者が合併・破産以外の理由により解散した場合	清算人
登録を受けていた都道府県内で解体工事業を廃止した場合	解体工事業者であった個人 解体工事業者であった法人を代表する役員

（５）登録の抹消（法第 28 条）

解体工事業者は、表－６に示す場合のいずれかに該当し、登録が効力を失うか、登録を取り消されると、登録を受けている都道府県知事によって、解体工事業者の登録が抹消されます。

なお、登録業者が、建設業許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）を取得した場合、登録を受けている都道府県知事にその旨を通知しなければなりません。（省令第 1 条）この場合、既定様式はありませんので、任意の様式で提出（建設業許可通知書の写しを添付）してください。

表－６ 登録が抹消される場合

都道府県知事によって、解体工事業者の登録が取り消された場合
解体工事業の登録の更新を行わずに、登録期間の 5 年を経過した場合
建設業法に定める業種のうち、土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの建設業許可を取得した場合
解体工事業者が廃業の届出を行った場合

3 その他

（１）標識の掲示（法第 33 条、省令第 8 条）

解体工事業者は、営業所及び解体工事現場の全てにおいて標識（様式第 7 号）を見えやすい場所に掲示しなければなりません。

(2) 帳簿の備付け等 (法第 34 条、省令第 9 条)

解体工事業者は、請け負った解体工事について 1 件毎に帳簿 (様式第 8 号)を作成し、これを営業所に備えておかなければなりません。この帳簿には解体工事の請負契約書等を添付し、5 年間保存する必要があります。

(3) 登録の取消し等 (法第 35 条第 1 項)

解体工事業者は、表-7 に示す場合のいずれかに該当すると、登録を受けている都道府県知事によって、その登録が取り消されるか、又は、6 箇月以内の期間で事業の一部あるいは全部の停止を命ぜられることがあります。

表-7 登録の取消し等が行われる場合

不正の手段により、解体工事業者の登録を受けた場合
解体工事業者の登録を取り消された法人にあって、その処分の日から 30 日以内にその法人の役員であった者で、処分のあった日から 2 年を経過していない場合
建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わってから、又は執行を受けなくなった日から 2 年を経過していない場合
解体工事業者が未成年の場合の法定代理人が、表-2 の 1～5 のいずれかに該当することとなった場合
解体工事業者が法人の場合の役員が、表-2 の 1～5 のいずれかに該当することとなった場合
技術管理者を選任していない場合
登録事項の変更 (表-4 参照) を届け出なかった場合、又は虚偽の届出を行った場合
暴力団員がその事業活動を支配している場合

解体工事業者の登録についての問い合わせ先

高知県土木部 土木政策課 建設業振興担当

〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20

TEL 088-823-9815 FAX 088-823-9263